

## 宇美町教育委員会社会教育課公衆無線LANサービス利用規約

### (目的)

第1条 本規約は、宇美町教育委員会社会教育課（以下「社会教育課」という。）が町民等の利便性の向上を図ることを目的として提供する公衆無線LANサービス（以下「本サービス」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

### (本サービスの内容)

第2条 本サービスの内容は、社会教育課が設置した公衆無線LAN用アクセスポイントを利用してインターネットに接続することができるものとする。

2 本サービスの利用料は無料とする。

### (利用条件)

第3条 本サービスの利用は、本規約に同意した者（以下「利用者」という。）に対して認めるものとする。

2 利用者は、本サービスの利用に際し「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」その他関係法令等を遵守しなければならない。

3 利用者は、本サービスの利用に際し、次に掲げるものを準備するものとする。

(1) 本サービスに接続できるWi-Fi機能及びWebブラウザを搭載した通信機器

(2) 利用者が用意した通信機器及びその付属機器等に供給する電源

4 本サービスを利用するための通信機器等の設定及び操作は利用者が行うものとする。

5 本サービスへ接続する通信機器のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限等の必要な対策は、利用者が行うものとする。

6 本サービスの利用者は、他者の迷惑とならないように配慮して利用するものとする。

### (利用場所及び利用時間)

第4条 本サービスを利用することができる場所及び時間は、別表に定めるとおりとする。ただし、社会教育課が必要と認めたときは、利用者に事前に通知することなく利用時間を変更することができる。

### (履歴情報の取り扱い)

第5条 本サービスの利用に際し、利用状況を確認するため、利用の時間帯、利用場所、利用端末（MACアドレス）、IPアドレスを取得する。

### (禁止事項)

第6条 利用者は、本サービスの利用に際し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他者の著作権やその他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

(2) 他者の財産やプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

(3) 前2号に掲げる場合のほか、他者に不利益や損害を与える行為又は与えるおそれのある行為

(4) 誹謗中傷する行為

- (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
  - (6) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
  - (7) 性風俗、宗教、政治に関する活動
  - (8) ユーザID及びパスワードを不正に使用する行為
  - (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
  - (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定または不特定多数に大量のメールを送信する行為
  - (11) ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送受信する行為
  - (12) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し又は違反するおそれのある行為
- 2 利用者が禁止事項を行うことによって他者に損害を生じさせた場合は、当該利用者の責任と費用負担で解決するものとし、社会教育課は一切の責任を負わないものとする。

(利用資格の停止・取消)

第7条 利用者が次のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく直ちに当該利用者の利用を停止もしくは取消することができるものとする。

- (1) 禁止事項に該当する行為を行った場合
  - (2) 本規約に違反した場合
  - (3) その他利用者として社会教育課が不適切と判断した場合
- (運用の中止要件)

第8条 社会教育課は、次のいずれかに該当する場合、本サービスの利用を中止できるものとする。

- (1) システム保守及び庁舎設備の点検工事等を行う場合
  - (2) 暴動、地震、洪水、火災、停電その他の非常事態等により、本サービスの運用が通常どおり行うことができない場合
  - (3) 本サービスに係るネットワークの障害や機器の故障等、やむを得ない理由がある場合
  - (4) その他一時的なサービスの中断を必要と判断した場合
- (免責)

第9条 社会教育課は、利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有効性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

- 2 本サービスの提供に際し、利用者の通信機器等がコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、社会教育課は一切責任を負わないものとする。
- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 4 利用者が本サービスへ接続しようとする通信機器の構成や設定等その他の理由によ

り本サービスを利用できない場合があっても、社会教育課は一切の責任を負わないものとする

- 5 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、社会教育課は一切の責任を負わないものとする。
- 6 社会教育課は、利用者の承諾なしに、本サービスの内容を変更することができる。  
(規約の変更)

第 10 条 社会教育課は、利用者の承諾なしに、この規約を変更することができる。

#### 附 則

この規約は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

#### 別表（第 4 条関係）

利用場所	利用時間	備考
宇美町立中央公民館	開館時間内	
宇美町住民福祉センター	開館時間内	
宇美町地域交流センター	開館時間内	